

名古屋市公報

平成16年12月 8日号

第584号

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
 発行所 名古屋市役所
 電話〔052〕972-2246
 編集兼 名古屋市総務局
 発行人 行政システム部法制課長

目次

規 則	次
○ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (総務・給与課) (第147号)	3
○ 通勤手当規則の一部を改正する規則 (総務・給与課) (第148号)	4
○ 名古屋市立大学病院条例施行細則の一部を改正する規則 (市大・総務課) (第149号)	12
告 示	
○ 見解書について (環境・環境影響評価室) (第569号)	13
○ 公聴会について (環境・環境影響評価室) (第570号)	14
○ 開発行為に関する工事の完了 (住都・開発指導課) (第571号)	16
○ 建築協定の変更の認可 (住都・建築指導課) (第572号)	18
○ 道路に関する告示 (緑土・道路管理課) (第573号)	19
○ 生活保護法による指定医療機関等の休止 (健福・保護課) (第574号)	21
○ 生活保護法による指定医療機関等の廃止 (健福・保護課) (第575号)	22
○ 生活保護法による医療機関の指定 (健福・保護課) (第576号)	24
○ 生活保護法による施術者の指定 (健福・保護課) (第577号)	26
○ 名古屋市清水山土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (住都・区画整理課) (第578号)	27
○ 名古屋市梅森坂東土地区画整理組合の定款の変更認可 (住都・区画整理課) (第579号)	28
○ 名古屋市荒田土地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧 (住都・区画整理課) (第580号)	29
○ 名古屋市荒田土地区画整理組合の定款の変更認可 (住都・区画整理課) (第581号)	30
○ 道路に関する告示 (緑土・道路管理課) (第582号)	31
○ 名古屋都市計画生産緑地地区の変更 (住都・都市計画課) (第583号)	33
選 挙 管 理 委 員 会 告 示	
○ 各種直接請求等に必要な数について (第31号)	34
教 育 委 員 会 告 示	
○ 教育委員会定例会の開催について (第45号)	35
上 下 水 道 局 管 理 規 程	
○ 名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部改正 (第37号)	36
○ 名古屋市上下水道局次長以下代決規程の一部改正 (第38号)	38

交 通 局 管 理 規 程		
○ 高速電車係員規程等の一部改正	(第38号)	39
○ 名古屋市交通局公印取扱規程の一部改正	(第39号)	42
○ 通勤手当規程の一部改正	(第40号)	45
○ 名古屋市交通局契約規程の一部改正	(第41号)	50
公 告		
○ 事業計画変更の認可公告（栄三丁目 6番地区） （住都・都市再生推進課）		51
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告（市経・地域商業課）		52

規 則 の あ ら ま し

- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（第 147号）
 - 1 内容

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年名古屋市条例第66号）第 2条中第11条の改正規定の施行期日を平成16年12月 1日と定めるものです。
 - 2 施行期日

公布の日から施行します。
- 通勤手当規則の一部を改正する規則（第 148号）
 - 1 改正内容

通勤手当の支給方法を1箇月単位から 6箇月を超えない範囲内で定める支給単位期間の支給へ改正することに伴い、通勤手当の支給及び返納等に関し必要な事項を定めるものです。
 - 2 施行期日

平成16年12月 1日から施行します。
- 名古屋市立大学病院条例施行細則の一部を改正する規則（第 149号）
 - 1 改正内容

高度先進医療の実物大臓器立体モデルによる手術計画及び腹腔鏡下前立腺摘除術の承認に伴い、診療料を定めます。（第 5条関係）
 - 2 施行期日

公布の日から施行します。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成16年11月30日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第 147 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日
を定める規則

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年名古屋市条例第66号）第2条中第11条の改正規定の施行期日は、平成16年12月1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

通勤手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年11月30日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第 148 号

通勤手当規則の一部を改正する規則

通勤手当規則（昭和34年名古屋市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 4 項」を「第 7 項」に改める。

第 5 条中「その者」を「その職員」に、「月額」を「額」に改める。

第 6 条の前の見出し中「運賃等相当額」を「普通交通機関等に係る手当の額」に改め、同条中「条例第11条第 2 項第 1 号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）の算出」を「普通交通機関等（条例第11条第 3 項に規定する「新幹線鉄道等」以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る手当の額」に、「よる運賃等の額による」を「より算出する」に改める。

第 8 条第 1 項を次のように改める。

条例第11条第 2 項第 1 号に規定する「運賃等相当額」（この条において「運賃等相当額」という。）とは、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分

に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 支給単位期間が 6 箇月の普通交通機関等 当該普通交通機関等の利用区間に係る通用期間 6 箇月の定期券の価額（通用期間 6 箇月の定期券を発行していないが通用期間 3 箇月の定期券を発行している普通交通機関等にあつては通用期間 3 箇月の定期券の価額に 2 を乗じて得た額、通用期間 6 箇月の定期券及び通用期間 3 箇月の定期券を発行していないが通用期間 2 箇月の定期券を発行している普通交通機関等にあつては通用期間 2 箇月の定期券の価額に 3 を乗じて得た額、通用期間 6 箇月の定期券、通用期間 3 箇月の定期券及び通用期間 2 箇月の定期券を発行していない普通交通機関等にあつては通用期間 1 箇月の定期券の価額に 6 を乗じて得た額）
- (2) 支給単位期間が 1 箇月の普通交通機関等 当該普通交通機関等の利用区間についての通勤21回分（別に定める者にあつては、平均 1 箇月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額であつて、最も低廉となるものの額。ただし、普通交通機関等が定期券を発行している場合であつて、この額が当該普通交通機関等の利用区間に係る通用期間 1 箇月の定期券の価額（価額の異なる定期券を発行しているときは、最も低廉となる定期券の価額）を超えるときは、当該定期券の価額

第 8 条第 2 項中「場合」の次に「の運賃等相当額」を加え、「の交通機関等」を「において利用するそれぞれの普通交通機関等」に、「前項による」を「前項各号に定める」に、「その」を「それらの」に改め、「をもって運賃等相当額」を削り、同条第 3 項中「交通機関等」を「普通交通機関等」に、「第 1 項」を「第 1 項第 2 号」に、「定期券価額」を「通用期間 1 箇月の定期券の価額」に改める。

第 8 条の 2 中「月額」を「額」に改め、同条第 1 号中「交通機関等」を「普通交通機関等」に、「運賃等相当額及び条例第 11 条第 2 項第 2 号に掲げる額」を「同条第 2 項第 1 号に定める額（同号に規定する 1 箇月当たりの運賃等相当額（以下「1 箇月当たりの運賃等相当額」という。）をいう。）及び同項第 2 号に定める額」に改め、「この条において」を削り、「加算した額」の次に「（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下この号において「合計額」という。）が 45,000 円を超えるときは、その職員の手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、合計額に当該支給単位

期間の月数を乗じて得た額」を加え、同条第 2 号中「運賃等相当額」を「1 箇月当たりの運賃等相当額（2 以上の普通交通機関等を利用するものとして手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下「1 箇月当たりの運賃等相当額等」という。）」に、「掲げる額」を「定める額」に、「条例第11条第 2 項第 1 号」を「同項第 1 号」に改め、同条第 3 号中「運賃等相当額」を「1 箇月当たりの運賃等相当額等」に、「掲げる額」を「定める額」に、「条例第11条第 2 項第 2 号」を「同項第 2 号」に改める。

第13条の見出し中「特別料金等の 2 分の 1 相当額」を「新幹線鉄道等に係る手当の額」に改め、同条第 1 項中「条例第11条第 3 項に規定する「特別料金等の額の 2 分の 1 に相当する額」（以下「特別料金等の 2 分の 1 相当額」という。）の算出は、新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法が」を「新幹線鉄道等に係る手当の額は、」に、「ものによる特別料金等の額による」を「新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出する」に改め、同条第 2 項中「及び第 8 条」を削り、「特別料金等の 2 分の 1 相当額」を「新幹線鉄道等に係る手当の額」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 3 第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定は、条例第 11 条第 3 項第 1 号に規定する「特別料金等の額の 2 分の 1 に相当する額」（以下「特別料金等の 2 分の 1 相当額」という。）の算出について準用する。この場合において、第 8 条第 1 項各号列記以外の部分中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第 1 号中「の普通交通機関等」とあるのは「の新幹線鉄道等」と、「当該普通交通機関等」とあるのは「当該新幹線鉄道等」と、「価額」とあるのは「価額の 2 分の 1 に相当する額」と、「普通交通機関等に」とあるのは「新幹線鉄道等に」と、同項第 2 号中「の普通交通機関等」とあるのは「の新幹線鉄道等」と、「当該普通交通機関等」とあるのは「当該新幹線鉄道等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の 2 分の 1 に相当する」と、「普通交通機関等が」とあるのは「新幹線鉄道等が」と、同条第 2 項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

第14条中「通勤手当」を「手当」に、「月額」を「額」に、「その額が 2 万円を超えるときは、2 万円）及び同条第 1 項」を「当該額を支給単位期間の月

数で除して得た額（この条、第16条第2項第3号及び第17条第3項第1号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その職員の新幹線鉄道等に係る手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額））及び条例第11条第2項」に改める。

第15条第1項中「同条同項」を「同項」に、「終る」を「終わる」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第2項中「月額」を「額」に改める。

第18条を削る。

第17条中「月額」を「額」に、「定期券」を「定期券等」に改め、同条を第21条とする。

第16条中「月の1日」を「支給単位期間等に係る最初の月の初日」に、「その月の」を「当該支給単位期間等に係る」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないことにつき、当該月の前月の末日において予見し難いと所属長が認める場合はこの限りでない。

第16条を第20条とし、第15条の次に次の4条を加える。

（支給日等）

第16条 手当は、支給単位期間（次項各号に掲げる手当に係るものを除く。）

又は当該各号に定める期間（以下この条及び第20条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。

2 条例第11条第4項に規定する「市長の定める通勤手当」とは、次の各号に掲げる手当とし、同項に規定する「市長の定める期間」とは、当該手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 職員が2以上の普通交通機関等を利用するものとして条例第11条第2項第1号に定める額の手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、1箇月当たりの運賃等相当額等が45,000円を超えるとき

における当該手当 その職員の当該手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(2) 職員が条例第11条第2項第1号及び第2号に定める額の手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が45,000円を超えるときにおける当該手当 その職員の当該手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(3) 職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして新幹線鉄道等に係る手当を支給される場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときにおける当該手当 その職員の当該手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(返納の事由及び額等)

第17条 条例第11条第5項に規定する「市長の定める事由」とは、手当(6箇月の支給単位期間に係るものに限る。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1) 条例第11条第1項の職員たる要件を欠くに至った場合

(2) 通勤経路又は通勤方法を変更した場合

(3) 通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、手当の額が改定される場合(支給単位期間のうち当該事由が生じた後の期間について、引き続き同一の定期券を使用できる場合を除く。)

(4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

(5) 1箇月(月の初日から末日までの期間をいう。)以上にわたり、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤方法を異にすることについて、総務局長の定める基準に照らしてやむを得ない事由があると認められる場合

2 普通交通機関等に係る手当に係る条例第11条第5項に規定する「市長の定める額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等(第8条の2第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第11条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。)が45,000円以下であった場合

その職員の利用するすべての普通交通機関等（前項第 2 号、第 3 号又は第 5 号に掲げる事由が生じた場合（同項第 2 号、第 3 号又は第 5 号の改定後に 1 箇月当たりの運賃等相当額等が 45,000 円以下となるときに限る。）にあつては当該事由に係る普通交通機関等）につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、前項各号に掲げる事由の区分に応じ、総務局長が別に定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

(2) 1 箇月当たりの運賃等相当額等が 45,000 円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第 16 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に掲げる手当を支給されている場合
条例第 11 条第 2 項第 1 号に規定する「調整した額」（以下「調整した額」という。）に事由発生月の翌月から同項第 1 号若しくは第 2 号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその職員の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及びすでに支給されている手当の額を考慮して総務局長が別に定める額の合計額のいずれか低い額

イ アに掲げる場合以外の場合 調整した額に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額

3 新幹線鉄道等に係る手当に係る条例第 11 条第 5 項に規定する「市長の定める額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額（2 以上の新幹線鉄道等を利用するものとして手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項において「1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額等」という。）が 2 万円以下であった場合 その職員の利用するすべての新幹線鉄道等（第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる事由が生じた場合（同項第 2 号又は第 3 号の改定後に 1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額等が 2 万円以下となるときに限る。）にあつては当該事由に係る新幹線鉄道等）につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の

末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額（次号において「払戻金2分の1相当額」という。）

(2) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が2万円を超えていた場合
次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第16条第2項第3号に掲げる手当を支給されている場合 2万円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその職員の利用するすべての新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額及びすでに支給されている手当の額を考慮して総務局長が別に定める額の合計額のいずれか低い額

イ アに掲げる場合以外の場合 2万円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第1項各号に掲げる事由に係る新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額のいずれか低い額

（支給単位期間）

第18条 条例第11条第6項に規定する「市長の定める期間」とは、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 交通局が定期券を発行することができる普通交通機関等（平均1箇月当たりの通勤所要回数が17回に満たない職員が利用する場合を除く。） 6箇月（6月1日から11月30日まで及び12月1日から翌年5月31日までの期間をいう。次号において同じ。）

(2) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等（前号に掲げるものを除く。次号において同じ。）又は新幹線鉄道等 6箇月（平均1箇月当たりの通勤所要回数が17回に満たない職員が利用する場合においては、1箇月）

(3) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 1箇月

2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、同項第1号及び第2号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、同項第1号及び第2号に定める期間内に、前条第1項各号に掲げる事由が生じ、若しくは生ずることが前項第1号及び第2号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかであ

る場合、支給単位期間の開始が6月1日若しくは12月1日でない場合又は定期券を使用しないことについて、総務局長の定める基準に照らしてやむを得ない事由があると認められる場合は、その直後の5月31日又は11月30日までの期間について、その支給単位期間を1箇月とする。

第19条 支給単位期間は、第15条第1項の規定により手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により手当の額が改定される月から開始する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年12月1日から施行する。

（職員の給与に関する条例施行規則の一部改正）

- 2 職員の給与に関する条例施行規則（昭和32年名古屋市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「その月分」を「その月（通勤手当にあっては、支給単位期間等（通勤手当規則（昭和34年名古屋市規則第25号）第16条第1項に規定する支給単位期間等をいう。以下この条において同じ。）の分」に改める。

名古屋市立大学病院条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月 2 日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第 149 号

名古屋市立大学病院条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市立大学病院条例施行細則（昭和25年名古屋市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第 5条第 1項に次の 2号を加える。

- (5) 実物大臓器立体モデルによる手術計画 1回 8,000円に実物大臓器立体モデルの作成に要した費用に相当する額を加算した額
- (6) 腹腔鏡下前立腺摘除術 1 回 458,400円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市告示第 569号

見解書について

名古屋市環境影響評価条例施行細則第35条第 2項において読み替える名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第20条第 1項の規定に基づき、平成16年11月19日付けで都市計画決定権者から都市高速鉄道名古屋市高速度鉄道第 6号線（野並～徳重）についての見解書の提出がありましたので、同条第 2項の規定により次のとおり告示するとともに、この見解書を公衆の縦覧に供します。

平成16年11月29日

名古屋市長 松 原 武 久

- 1 都市計画決定権者の名称
名古屋市
- 2 都市計画対象事業の名称及び種類
都市高速鉄道名古屋市高速度鉄道第 6号線（野並～徳重）
鉄道の建設
- 3 都市計画対象事業の実施予定地
名古屋市天白区野並三丁目から
名古屋市緑区鶴が沢一丁目まで
- 4 見解書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市環境局環境都市推進部環境影響評価室
（名古屋市役所東庁舎 5階）
各区区役所
 - (2) 縦覧期間
平成16年11月29日（月）から平成16年12月13日（月）まで。ただし、日曜日及び土曜日を除きます。
 - (3) 縦覧時間
午前 8時45分から午後 5時まで

環境局環境都市推進部環境影響評価室

名古屋市告示第 570号

公聴会について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第21条第 1項の規定により、公聴会を開催しますので、同条第 2項の規定により次のとおり告示します。

平成16年11月29日

名古屋市長 松 原 武 久

- 1 都市計画決定権者の名称
名古屋市
- 2 都市計画対象事業の名称及び種類
都市高速鉄道名古屋市高速度鉄道第 6号線（野並～徳重）
鉄道の建設
- 3 都市計画対象事業の実施予定地
名古屋市天白区野並三丁目から
名古屋市緑区鶴が沢一丁目まで
- 4 開催日時
平成16年 1月29日（土）
午後 1時30分から午後 4時30分まで
- 5 開催場所
名古屋市緑区桃山四丁目 327番地
桃山小学校
- 6 意見陳述に関する事項
 - (1) 意見を陳述することができる者
 - ア 本市の区域内に住所を有する者又はその推薦を受けた学識経験者
 - イ 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者（以下「通勤者」という。）
 - (2) 意見を陳述することができる者の人数
10名
 - (3) 1人当たりの陳述時間
10分

7 意見陳述の申出に関する事項

(1) 申出の期間

平成16年11月29日（月）から平成16年12月28日（火）まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除きます。

(2) 申出時間

午前 8時45分から午後 5時まで

(3) 申出先

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋環境局環境都市推進部環境影響評価室
（名古屋市役所東庁舎 5階）

(4) 申出に必要な事項

- ア 公聴会において意見を陳述しようとする者の氏名及び住所
- イ 通勤者にあっては勤務先の名称及び所在地
- ウ 公聴会の対象である対象事業の名称及び種類
- エ 見解書についての環境の保全の見地からの意見の要旨（意見の理由を含めて日本語で記載）
- オ 学識経験者が推薦を受けて申出をする場合には、学識経験者を推薦する者の氏名及び住所、学識経験者の氏名及び住所並びに学識経験の内容及び学識経験者を推薦する理由を記載した推薦書を添付してください。

8 傍聴することができる者の人数

150名

環境局環境都市推進部環境影響評価室

名古屋市告示第 571号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成16年11月30日

名古屋市長 松 原 武 久

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域に含まれる 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
平成16年 3月10日 15指令住開指第 2 - 116 号	名古屋市天白区荒池 二丁目 205番及び 301番（名古屋市荒 池北土地地区画整理組 合24街区 4番）	名古屋市緑区鶴が沢一丁 目1319番地 東部建設株式会社 代表取締役 藤田 繁
平成16年 5月21日 16指令住開指第36号	名古屋市千種区振甫 町三丁目31番 2、31 番 3	名古屋市東区筒井三丁目 27番24号 株式会社ウッドフレンズ 代表取締役 前田和彦
平成16年 8月27日 16指令住開指第 106号	名古屋市千種区松軒 一丁目 506番の一部	名古屋市瑞穂区妙音通三 丁目31番地の 1 株式会社サンヨーハウジ ング名古屋 代表取締役 宮崎宗市

平成16年 9月 7日 16指令住開指第 113号	名古屋市北区楠三丁目 316番	名古屋市北区辻本通三丁目31番地 株式会社安藤産業 代表取締役 安藤鋭治
------------------------------	-----------------	--

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第572号

建築協定の変更の認可

建築基準法（昭和25年法律第201号）第74条第2項の規定により準用される同法第73条第1項の規定により、次の建築協定の変更を認可しました。

なお、その建築協定書は、名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成16年11月30日

名古屋市長 松 原 武 久

- 1 建築協定の名称
高社一丁目北地区建築協定
- 2 建築協定区域
名古屋市名東区高社一丁目26番 他

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第573号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成16年12月1日から次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は名古屋市緑政土木局道路部道路管理課及び名古屋高速道路公社企画調査部企画課において、告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成16年12月1日

名古屋市長 松 原 武 久

道路の供用開始

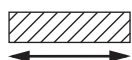
道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	区 間	摘 要
市道	1	高速2号	名古屋市南区星崎町字北前682番の1地先から 名古屋市南区南野一丁目32番の1地先まで	附 図 星崎料金所拡幅

名古屋市緑政土木局道路部道路管理課

附 図



凡 例



道路の供用を開始する部分

名古屋市告示第 574 号

生活保護法による指定医療機関等の休止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関等から、次のとおり休止の届出がありました。

平成16年12月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

医 療 機 関 等 名	所 在 地	休 止 年 月 日
ハヤノ薬局	名古屋市名東区藤見が丘13番地	平成16年 8月24日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 575 号

生活保護法による指定医療機関等の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関等から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成16年12月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

医 療 機 関 等 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
水谷外科病院	名古屋市名東区名東本町 163番地	平成16年 9月30日
葵あらい眼科	名古屋市東区葵一丁目 1番22号	平成16年 8月31日
竹内医院	名古屋市北区辻町 3丁目53番地	平成16年 8月31日
タマキ眼科	名古屋市中村区黄金通 1丁目23番地	平成16年 8月31日
近鉄眼科	名古屋市中村区名駅一丁目 2番 2号	平成16年 8月31日
東聖クリニック	名古屋市中区新栄町 2丁目13番地	平成16年 9月30日
高畑クリニック	名古屋市中川区荒子一丁目 141番地	平成16年10月21日
奥村整形外科医院	名古屋市名東区富が丘 5番地	平成16年 9月30日
村瀬外科医院	名古屋市天白区平針三丁目2610番地	平成16年 9月30日
名駅歯科	名古屋市中村区名駅二丁目45番10号	平成16年 7月31日
かとうデンタルクリニック	名古屋市中川区江松三丁目 139番地	平成16年 9月30日
ショーワ薬局大名古屋第 2 店	名古屋市中村区名駅三丁目28番12号	平成16年 9月30日
相互薬局	名古屋市南区笠寺町字西之門45番地	平成16年 8月31日
タケダ薬局	名古屋市守山区村合町 208番地	平成16年10月 9日

セコム名古屋中央 訪問看護ステーション	名古屋市熱田区新尾頭二丁目 2番24号	平成16年 7月23日
------------------------	---------------------	-------------

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 576 号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の医療機関を指定しました。

平成16年12月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

1 病院、診療所及び薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
佐橋内科クリニック	名古屋市千種区千代田橋二丁目 3番 47号	平成16年11月 1日
葵眼科	名古屋市東区葵一丁目 1番22号	平成16年11月 1日
竹内クリニック	名古屋市北区辻町 3丁目53番地	平成16年11月 1日
金城クリニック	名古屋市北区金城三丁目 4番 5号	平成16年11月 1日
近鉄眼科	名古屋市中村区名駅一丁目 2番 2号	平成16年11月 1日
タマキ眼科	名古屋市中村区黄金通 1丁目23番地	平成16年11月 1日
山田胃腸科診療所	名古屋市中区栄三丁目 2番 7号	平成16年11月 1日
さわの眼科クリニック	名古屋市中区大須三丁目14番43号	平成16年11月 1日
高畑クリニック	名古屋市中川区篠原橋通 3丁目58番地の 1	平成16年11月 1日
水谷外科	名古屋市名東区名東本町 163番地	平成16年11月 1日
竹内内科	名古屋市名東区本郷二丁目89番地	平成16年11月 1日
東名ふじもりクリニック	名古屋市名東区藤森二丁目 237番地	平成16年11月 1日
はやの耳鼻咽喉科	名古屋市名東区藤見が丘44番地	平成16年11月 1日
さのすこやかクリニック	名古屋市天白区元植田二丁目1601番地	平成16年11月 1日

東山通歯科クリニック	名古屋市千種区東山通 2丁目15番地の 1	平成16年11月 1日
名駅歯科	名古屋市中村区名駅二丁目45番10号	平成16年11月 1日
ひろおか歯科クリニック	名古屋市昭和区檀溪通 2丁目28番地	平成16年11月 1日
かとうデンタルクリニック	名古屋市中川区江松三丁目 139番地	平成16年11月 1日
三聖堂薬局 自由ヶ丘店	名古屋市千種区徳川山町 5丁目 1番 31号	平成16年11月 1日
あるぷす薬局 清水店	名古屋市北区清水三丁目17番 8号	平成16年11月 1日
かしの木調剤薬局	名古屋市北区志賀町 1丁目27番地	平成16年11月 1日
ねお調剤薬局金城店	名古屋市北区金城三丁目 514番	平成16年11月 1日
調剤薬局メディカルサポート	名古屋市中村区名駅南一丁目17番28号	平成16年11月 1日
ショーワ薬局大名古屋第 2店	名古屋市中村区名駅三丁目28番12号	平成16年11月 1日
相互薬局	名古屋市南区笠寺町字西之門45番地	平成16年11月 1日
ミマツ調剤薬局	名古屋市南区鶴田一丁目 6番 5号	平成16年11月 1日
高針台薬局	名古屋市名東区高針台二丁目 304番地	平成16年11月 1日
いろは調剤薬局	名古屋市天白区元植田二丁目1601番地	平成16年11月 1日

2 指定訪問看護事業者

指定訪問看護事業者	主たる事業所の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションの名称	所在地	
セコム医療システム株式会社	東京都渋谷区神宮前一丁目 5番 1号	平成16年11月 1日
セコム名古屋中央訪問看護ステーション	名古屋市熱田区金山町一丁目 7番 8号	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 577 号

生活保護法による施術者の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による施術を担当する者として、次の施術者を指定しました。

平成16年12月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

施 術 者 名	住 所	指 定 年 月 日
施 術 所 名	所 在 地	
林 美 代 子	名古屋市守山区長栄12番17号	平成16年11月 1日
みつるぎ治療院	同 上	
角 谷 直 子	名古屋市名東区上社一丁目 101 番地	平成16年11月 1日
鍼灸あんまマッサージ治療院翠蓮	名古屋市千種区鏡池通 2丁目13番地の 1	
近 藤 英 隆	名古屋市緑区若田三丁目1001番地	平成16年11月 1日
若 田 接 骨 院	同 上	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 578 号

名古屋市清水山土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第29条第 1 項の規定により、名古屋市清水山土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名及び住所の届出がありました。

平成16年12月 1 日

名古屋市長 松 原 武 久

氏 名	住 所
青 山 英 一	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字寺前54番第 2 番地
青 山 邦 男	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字嵐廻間55番第 1 番地
青 山 鐵 好	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字セト山75番第 1 番地
梶 野 一	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字嵐廻間66番第 1 番地
梶 野 一 敏	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字嵐廻間26番第 1 番地
梶 野 佐 一	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字幕山 6 番地
梶 野 四 郎	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字又八山31番第23番地
梶 野 剛 司	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字嵐廻間57番地
梶 野 正	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字平子11番地
梶 野 十 一	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字上ノ山19番地
梶 野 憲 夫	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字上ノ山 1 番第 1 番地
近 藤 五十吉	名古屋市緑区大高町字門田44番地
近 藤 計太郎	名古屋市緑区大高町字田中59番地
近 藤 利 一	名古屋市緑区大高町字大根山乙 8 番地
鶴 見 英 雄	名古屋市緑区大高町字石ノ戸 7 番地
富 田 建	愛知県大府市東新町四丁目23番地
富 田 美紀男	愛知県大府市共栄町七丁目 4 番地の 3
原 田 清	名古屋市緑区大高町字天神 113 番地
濱 島 俊 雄	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字巻山62番地
山 口 陽 康	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字巻山53番第 2 番地

名古屋市住宅都市局開発調整部区画整理課

名古屋市告示第 579 号

名古屋市梅森坂東土地区画整理組合の定款の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第39条第 1 項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可しました。

平成16年12月 1 日

名古屋市長 松 原 武 久

1 組合の名称

名古屋市梅森坂東土地区画整理組合

2 事務所の所在地

名古屋市名東区梅森坂一丁目 155 番地

3 設立認可の年月日

平成元年11月24日

4 変更の内容

第 5 条（事務所の所在地）「名古屋市名東区梅森坂一丁目 155 番地」を
「名古屋市名東区梅森坂一丁目 527 番地の 1 」に改める。

5 変更認可の年月日

平成16年12月 1 日

名古屋市住宅都市局開発調整部区画整理課

名古屋市告示第 580 号

名古屋市荒田土地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第39条第 1 項の規定により、名古屋市荒田土地区画整理組合の事業計画の変更について認可の申請がありましたので、同条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、次のとおり当該事業計画を一般の縦覧に供します。

平成16年12月 1 日

名古屋市長 松 原 武 久

1 縦覧の期間

平成16年12月 2 日から平成16年12月15日まで

2 縦覧の時間

午前 8 時45分から午後 5時まで

3 縦覧の場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局開発調整部区画整理課

（名古屋市役所西庁舎 4 階）

名古屋市住宅都市局開発調整部区画整理課

名古屋市告示第 581 号

名古屋市荒田土地区画整理組合の定款の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第39条第 1 項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可しました。

平成16年12月 1 日

名古屋市長 松 原 武 久

- 1 組合の名称
名古屋市荒田土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
名古屋市名東区猪高町大字高針字荒田69番地の 2
- 3 設立認可の年月日
平成11年11月24日
- 4 変更認可の年月日
平成16年12月 1 日

名古屋市住宅都市局開発調整部区画整理課

名古屋市告示第582号

道路に関する告示

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第7条の19において準用する同法第7条第1項第1号の規定に基づき、名古屋高速道路公社が次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は名古屋高速道路公社計画部用地課及び名古屋市緑政土木局道路部道路管理課において、告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成16年12月3日

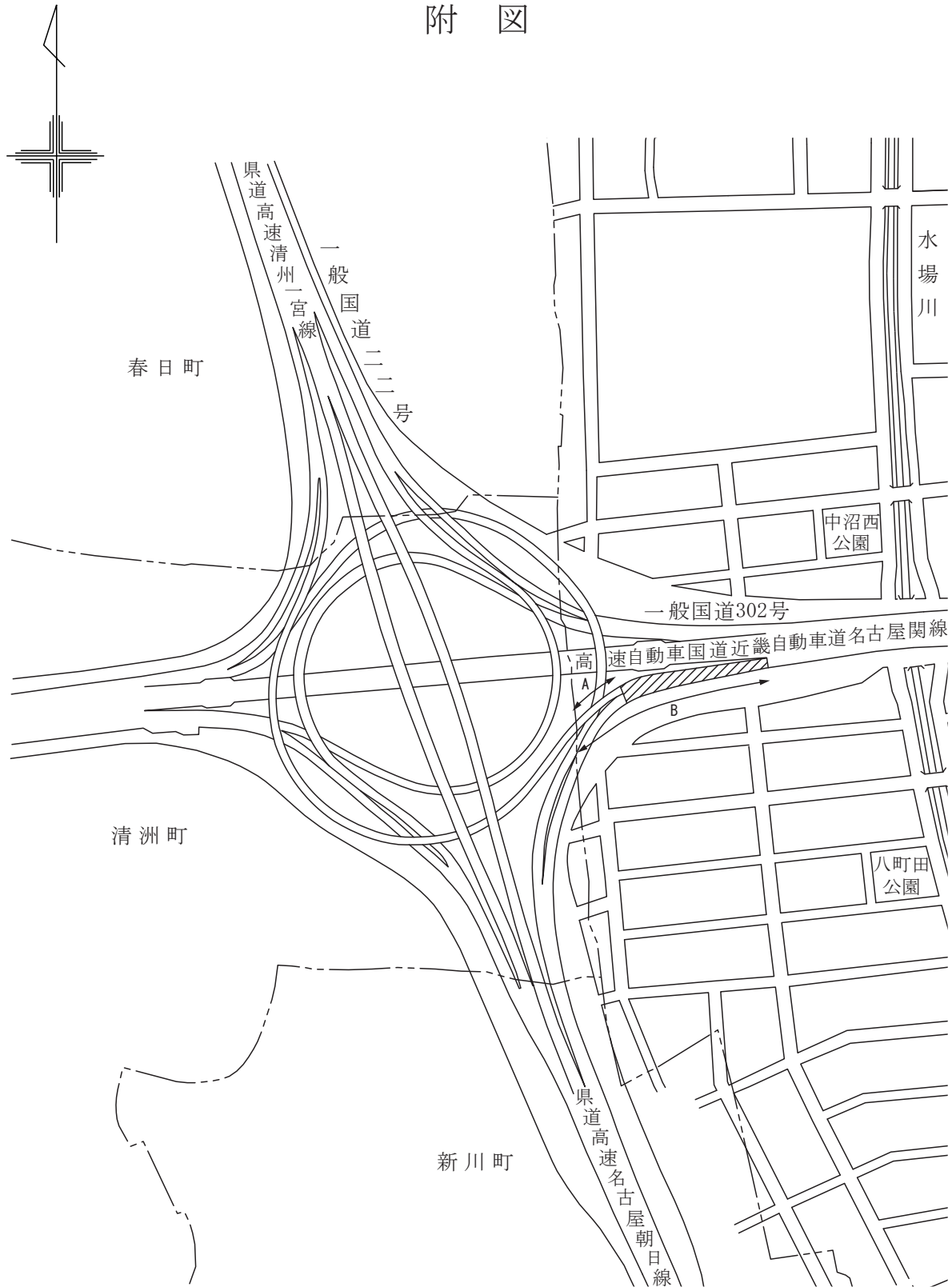
名古屋市長 松 原 武 久

道路の区域変更

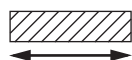
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
県道	A	高速清洲一宮線	名古屋市西区長先町314番地 先から 名古屋市西区長先町308番地 先まで	前	0.063	7.00 ~ 8.00	附 図
	B		名古屋市西区長先町328番地 先から 名古屋市西区長先町308番地 先まで	後	0.188	7.00 ~ 15.40	

名古屋市緑政土木局道路部道路管理課

附 図



凡 例



区域変更により道路の区域とする部分

名古屋市告示第 583号

名古屋都市計画生産緑地地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画生産緑地地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課において一般の縦覧に供します。

平成16年12月 3日

名古屋市長 松 原 武 久

1 都市計画の種類

名古屋都市計画生産緑地地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域。ただし、市街化調整区域を除く。

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市選挙管理委員会告示第 31 号

各種直接請求等に必要な数について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による各種の直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）の規定による合併協議会設置の請求をするのに必要な数は次のとおりである。

平成 16 年 12 月 3 日

名古屋市選挙管理委員会委員長 藤 田 和 三

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項（条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求）同法第 75 条第 1 項（市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査の請求）及び市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項（合併協議会設置の請求）に規定する数

34,785 人

- 2 地方自治法第 76 条第 1 項（市の議会の解散の請求）同法第 81 条第 1 項（市長の解職の請求）及び同法第 86 条第 1 項（市の助役、収入役、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項（市の教育委員会の委員の解職の請求）に規定する数

356,539 人

- 3 地方自治法第 80 条第 1 項（市の議会の議員の解職の請求）及び同法第 86 条第 1 項（区選挙管理委員の解職の請求）に規定する数

区 名	規定する数	区 名	規定する数
千 種 区	39,980 人	熱 田 区	17,221 人
東 区	18,186 人	中 川 区	56,098 人
北 区	44,916 人	港 区	39,233 人
西 区	38,321 人	南 区	38,986 人
中 村 区	36,409 人	守 山 区	41,948 人
中 区	18,305 人	緑 区	55,645 人
昭 和 区	26,981 人	名 東 区	39,738 人
瑞 穂 区	28,554 人	天 白 区	39,229 人

- 4 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び同法第 4 条の 2 第 15 項に規定する数

289,872 人

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市教育委員会告示第 45 号

教育委員会定例会の開催について

平成 16 年 12 月 7 日午後 3 時 30 分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し、次の議件を付議します。

平成 16 年 12 月 3 日

名古屋市教育委員会委員長 後 藤 澄 江

名古屋市教育委員会表彰に関する専決処分について

名古屋市立高等学校の入学検定料の免除に関する専決処分について

名古屋市プール条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則案

平成 16 年度末名古屋市公立学校教職員人事異動基本方針

教職員人事について

名古屋市上下水道局管理規程第37号

名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

平成16年11月30日

名古屋市上下水道局長 山 田 雅 雄

第17条第1項第1号中「、その運賃」を「その運賃」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「月額」を「額」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）が45,000円を超えるときにあっては、支給単位期間につき、1月当たりの運賃等相当額と45,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときにあっては、5,000円）を45,000円に加算して得た額（以下この号において「調整した額」という。）に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が45,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、調整した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

第17条第2項第2号中「それぞれ」を「支給単位期間につき、それぞれ」に改め、同項第3号中「運賃等相当額」を「第1号に定める額」に、「その額が」を「1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が」に改め、「45,000円を超えるときにあっては」の次に「、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき」を、「加算して得た額」の次に「に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額」を加え、同条第3項中「その他の交通機関等」の次に「（以下「新幹線鉄道等」という。）」を加え、「減じた額」を「減じて得た額」に、「月額」を「額」に、「別に定めるところにより算出したその者の1月の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額（その額が20,000円を超えるときにあっては、20,000円）及び同項の規定による額の合計額」を「次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定める基準により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときにあっては、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 第17条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、「通勤手当の支給」の次に「及び返納」を加え、同項を同条第7項とし、同条第3項の次に次の3項を加える。
- 4 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあっては、別に定める期間）に係る最初の月の別に定める日に支給する。
- 5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1月）をいう。

附 則

この規程は、平成16年12月1日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第38号

名古屋市上下水道局次長以下代決規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

平成16年12月 1 日

名古屋市上下水道局長 山 田 雅 雄

別表第3 人事・服務関係の表第1号の次に次のように加える。

2			名古屋市職員の倫理の保持に関する条例（平成16年名古屋市条例第22号）第7条第1項の規定による贈与等報告書の受理に関すること。（総務課長）
---	--	--	---

附 則

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市上下水道局次長以下代決規程の規定は、平成16年11月 1 日から適用する。

名古屋市交通局管理規程第 38 号

高速電車係員規程等の一部を次のように改正する。

平成 16 年 11 月 29 日

名古屋市交通局長 吉 井 信 雄

（高速電車係員規程の一部改正）

第 1 条 高速電車係員規程（昭和 32 年名古屋市交通局管理規程第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条第 1 項中「信号主任
通信主任」を「信号通信主任」に改める。

第 47 条及び第 48 条を削る。

第 48 条の 2 中「信号通信主任は」の次に「、信号通信第一係長」を加え、同条を第 47 条とし、第 49 条から第 58 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

（高速電車係員服務規程の一部改正）

第 2 条 高速電車係員服務規程（昭和 32 年名古屋市交通局管理規程第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 4 章第 9 節及び第 10 節を次のように改める。

第 9 節及び第 10 節 削除

第 211 条から第 214 条まで 削除

第 214 条の 2 中「信号通信主任は」の次に「、信号通信第一係長」を加え、「及び信号通信第四係長」を「又は信号通信第四係長」に改める。

第 214 条の 3 中「服務については」の次に「、信号通信第一係長」を加える。

（運輸施設整備優良表彰規程の一部改正）

第 3 条 運輸施設整備優良表彰規程（昭和 49 年名古屋市交通局管理規程第 41 号）の一部を次のように改正する。

別表中

6	1号信号区	高速信号設備の障害による運転障害が1箇月間に8件を超えた場合は失格とする。
7	1号通信区	1箇月間に次の各号の一に該当した場合は失格とする。 (1) 高速通信設備の通信不能10回線以上を1件として2件を超えた場合 (2) 高速通信設備の障害による運転障害が5件を超えた場合
8	2号信号通信区	1箇月間に次の各号の一に該当した場合は失格とする。 (1) 高速信号設備の障害による運転障害が8件を超えた場合 (2) 高速通信設備の通信不能10回線以上を1件として2件を超えた場合 (3) 高速通信設備の障害による運転障害が5件を超えた場合
9	3号信号通信区	
10	6号信号通信区	
11	電気施設区	1箇月間に次の各号の一に該当した場合は失格とする。 (1) 自動車運送事業に係る電路設備に係る運転事故が1件を超えた場合 (2) 自動車運送事業に係る電路設備の整備不良による損害を伴う事故が2件を超えた場合 (3) 自動車運送事業に係る通信設備の通信不能10回線以上を1件として2件を超えた場合

を

6	1号信号通信区	1箇月間に次の各号の一に該当した場合は失格とする。 (1) 高速信号設備の障害による 運転障害が8件を超えた場合 (2) 高速通信設備の通信不能 10回線以上を1件として 2件を超えた場合 (3) 高速通信設備の障害による 運転障害が5件を超えた場合
7	2号信号通信区	
8	3号信号通信区	
9	6号信号通信区	
10	電気施設区	1箇月間に次の各号の一に該当した場合は失格とする。 (1) 自動車運送事業に係る電路 設備に係る運転事故が 1件を超えた場合 (2) 自動車運送事業に係る電路 設備の整備不良による損害を 伴う事故が2件を超えた場合 (3) 自動車運送事業に係る通信 設備の通信不能10回線以上 を1件として2件を超えた場 合

に改める。

(高速電車運転取扱規程の一部改正)

第4条 高速電車運転取扱規程(平成16年名古屋市交通局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第5号中「、信号主任、通信主任」を削る。

附 則

この規程は、平成16年12月1日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第 39 号

名古屋市交通局公印取扱規程（昭和 29 年名古屋市交通局管理規程第 11 号）の一部を次のように改正する。

平成 16 年 12 月 1 日

名古屋市交通局長 吉 井 信 雄

第 7 条中「1 月 1 日」を「4 月 1 日」に改める。

様式第 2 号を次のように改める。

様式第 2 号

印 影 票

平成 年 月 日

		台帳整理番号	
公 印 名		個 数	
(印 影)		(印 影)	
印 材		公 印 管 守 課	
寸 法		公印管守責任者	
用 途		事 務 担 当 者	
調製改刻年月日	年 月 日	公印管守箇所	
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

附 則

- 1 この規程は、発布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に作成されている印影票については、総務課長は平成 1 7 年 3 月 3 1 日までの間保存するものとする。

名古屋市交通局管理規程第 4 0 号

通勤手当規程（昭和 5 1 年名古屋市交通局管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

平成 1 6 年 1 2 月 1 日

名古屋市交通局長 吉 井 信 雄

第 2 条中第 9 号を第 1 3 号とし、第 8 号を第 1 2 号とし、第 7 号を第 1 1 号とし、同条第 6 号中「鉄道、軌道及び乗合自動車（有料の道路を利用するものを含む。）」を「交通機関」に改め、同号を第 7 号とし、同号の次に次の 3 号を加える。

(8) 6 箇月定期券価額 交通機関の発行する通用期間が 6 箇月の定期券の価額（通用期間が 6 箇月の定期券を当該交通機関が発行していないときは、当該交通機関が発行する通用期間が最も長い定期券の価額を当該定期券の通用期間の月数で除した額に 6 を乗じて得た額）のうち最も低廉となるものの額をいう。

(9) 1 箇月定期券価額 交通機関の発行する通用期間が 1 箇月の定期券の価額のうち最も低廉となるものの額をいう。

(10) 回数券等価額 交通機関の利用区間についての通勤 2 1 回分（別に定める者にあつては、別に定める 1 月平均の通勤所要回数分）の運賃等の額であつて、最も低廉となるものの額をいう。

第 2 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 交通機関 鉄道、軌道及び乗合自動車（有料の道路を利用するものを含む。）をいう。

第 3 条中「次条」を「第 5 条」に改める。

第 6 条を削る。

第 5 条第 1 項中「月額」を「額」に改め、同項第 1 号を次のように改める。

(1) 通勤のため交通機関を常時利用してその運賃等を負担することを常例と

する職員 次に掲げる支給単位期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下「運賃等相当額」という。）

ア 支給単位期間が6箇月である交通機関 6箇月定期券価額

イ 支給単位期間が1箇月である交通機関 回数券等価額又は1箇月定期券価額のうちいずれか低い額

第5条第1項第2号中「職員の区分に応じて」の次に「、支給単位期間につき」を加え、同号ア中「通勤のため本市交通機関を使用することを常例とする者及び」を削り、同項第3号を次のように改める。

(3) 通勤のため交通機関を常時利用してその運賃等を負担することを常例とし、かつ、住居から住居に最寄りの当該交通機関の駅又は停留所まで交通用具を常時使用する職員（当該駅又は停留所までに至る徒歩による経路のうち、最短のものの長さによる距離が2キロメートル以上である者に限る。） 運賃等相当額に、住居から住居に最寄りの当該交通機関の駅又は停留所までの交通用具使用距離に応じ前号の規定を適用して算出した額（通勤のため自動車を使用することを常例とする者（使用距離が片道5キロメートル未満である者に限る。）にあっては、2,000円。）

に当該運賃等相当額に係る支給単位期間の月数を乗じて得た額を加えた額

第5条第1項第4号を削り、同条第2項中「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、「（以下「新幹線鉄道等」という。）」を削り、「月額」を「額」に、「前項の」を「前2項の」に、「1箇月」を「支給単位期間」に、「（その額が2万円を超えるときは、2万円）」を「（当該額を支給単位期間の月数で除して得た額が2万円を超えるときは、2万円に最長支給単位期間の月数を乗じて得た額）」に、「同項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号及び第3号の場合において、職員が支給を受ける支給単位期間が1箇月である手当の額及び支給単位期間が6箇月である手当の額を6で除して得た額の合計額が45,000円を超えるときは、その額と45,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）を45,000円に加算した額（円位に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。）に当該職員に係る手当の支給単位期間の

うち最も長い支給単位期間（以下「最長支給単位期間」という。）の月数を乗じて得た額を手当の額とする。

第5条に次の1項を加える。

- 4 前2項の規定の適用を受ける職員に係る手当の支給単位期間は、最長支給単位期間とする。

第5条を第6条とする。

第4条各号列記以外の部分中「月額」を「額」に改め、「通勤距離の区分に応じて」の次に「、支給単位期間につき」を加え、同条ただし書中「他交通機関」を「交通機関」に改め、同条各号中「月額」を削り、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（支給単位期間）

第4条 手当の支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる通勤の手段に応じて当該各号に定める期間とする。

(1) 本市交通機関及び他交通機関のうち名古屋市交通局が定期券を発行することができる交通機関 6箇月（6月1日から11月30日まで及び12月1日から翌年5月31日までの期間をいう。以下同じ。）

(2) 他交通機関（アに規定するものを除く。）のうち回数券等価額に6を乗じて得た額が6箇月定期券価額を超えるもの 6箇月

(3) 他交通機関のうちア及びイに規定する以外のもの並びに交通用具 1箇月

- 2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、当該事由に該当することとなった日以降最初の5月31日又は11月30日までの期間について、支給単位期間を1箇月とする。

(1) 前項第1号及び第2号に定める期間内に、第15条各号に掲げる事由のいずれかに該当し、又は該当することとなることが前項第1号及び第2号に定める期間の初日において明らかである場合

(2) 支給単位期間の開始が6月1日又は12月1日でない場合

(3) 支給単位期間を1箇月とする必要があるものとして別に定める場合

- 3 支給単位期間は、第12条第1項の規定により手当の支給が開始される月又

は同条第 2 項の規定により手当の額が改定される月から開始する。

第 7 条を次のように改める。

第 7 条 一般職員のうち、本市域内に住居を有する職員に対する手当の額は、前条第 1 項の規定を準用して得た額とする。この場合において、次の各号のいずれかに該当する職員を除き、同項中「交通機関」とあるのは「本市交通機関」と読み替える。

- (1) 住居から住居に最寄りの本市交通機関の駅又は停留所に至る一般に徒歩で利用しうる経路のうち、最短のものの長さによる距離が 2 キロメートル以上である職員
- (2) 出勤時刻までに勤務公所に到着し、又は退勤時刻後帰途につくことができるような本市交通機関の運行がなされていない場合に該当する職員
- (3) 本市交通機関を利用した場合の通勤に要する時間に比較して他交通機関を利用した場合の通勤に要する時間が運行状況等の事情を考慮した上で 10 分以上短縮される場合に該当する職員

第 7 条の 2 を削る。

第 8 条の見出し中「他交通機関」を「交通機関」に改め、同条中「第 4 条」を「第 5 条」に、「他交通機関」を「交通機関」に改める。

第 9 条第 1 項中「第 4 条」を「第 5 条」に改め、同項第 2 号中「他交通機関」を「交通機関」に改め、同条第 2 項中「第 4 条」を「第 5 条」に改める。

第 10 条第 2 項中「その者」を「その職員」に、「第 4 条」を「第 5 条」に、「月額」を「額」に改める。

第 11 条中「第 4 条」を「第 5 条」に、「月額」を「支給額」に改め、「適正であるかどうかを」の次に「、本市交通機関の利用者にあっては定期券」を加える。

第 12 条第 1 項中「第 4 条」を「第 5 条」に、「終る」を「終わる」に改め、同項ただし書中「行なう」を「行う」に改め、同条第 2 項中「月額」を「額」に改める。

第 14 条を削る。

第 13 条中「第 4 条」を「第 5 条」に、「月」を「支給単位期間」に改め、同条を第 14 条とし、第 12 条の次に次の 1 条を加える。

(支給日)

第13条 手当は、支給単位期間に係る最初の給料の支給日に支給する。

本則に次の2条を加える。

(返納の事由及び額等)

第15条 支給単位期間が6箇月となる交通機関に係る手当(以下「6箇月手当」という。)を支給される職員は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなった場合は、当該職員に支給される手当に応じ別に定める額を返納するものとする。

(1) 第3条の職員たる要件を欠くに至った場合

(2) 通勤経路又は通勤方法を変更した結果、6箇月手当について変更がある場合

(3) 通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、手当の額が改定される場合(当該事由が生じた後の期間について、引き続き同一の定期券を使用できる場合を除く。)

(4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

(委任)

第16条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、発布の日から施行する。

(特定職員に係る通勤手当の額)

2 昭和56年3月31日以前から引き続き在職する職員の通勤手当の額については、この規程による改正後の通勤手当規程第6条第2項の規定は、適用しない。

名古屋市交通局管理規程第 4 1 号

名古屋市交通局契約規程（昭和 3 9 年名古屋市交通局管理規程第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

平成 1 6 年 1 2 月 1 日

名古屋市交通局長 吉 井 信 雄

第 4 条第 2 項中「財務課長、」を削り、「会計課長」の次に「、資産活用課長」を加える。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

事業計画変更の認可公告（栄三丁目 6番地区）

都市再開発法（昭和44年法律第38号。以下「法」という。）第38条第 1項の規定及び愛知県事務処理特例条例（平成11年愛知県条例第55号）の規定に基づき、栄三丁目 6番街区市街地再開発事業の事業計画の変更を認可しましたので次のとおり公告します。

なお、変更に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書は、法第38条 2項において準用する法第19条第 4項の規定によって、法第 100条に規定する建築工事の完了公告の日まで（ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除く。）の期間の午前 8時45分から午後 5時15分までの時間に名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号名古屋市住宅都市局都市再生推進部都市再生推進課において一般の縦覧に供します。

平成16年11月29日

名古屋市長 松 原 武 久

- 1 組合の名称
栄三丁目 6番街区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
平成14年 3月から平成17年 9月まで
- 3 施行地区
名古屋市中区栄三丁目地内
- 4 事務所の所在地
名古屋市中区栄三丁目 7番12号サカエ東栄ビル 7階
- 5 設立認可の年月日
平成14年 3月19日
- 6 変更認可の年月日
平成16年11月25日

住宅都市局都市再生推進部都市再生推進課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成16年12月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
栄パークサイドプレイス
名古屋市中区錦三丁目16番27号

2 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻		閉店時刻	
変更前	変更後	変更前	変更後
午前11時00分	午前11時00分 （年間 125日は 午前10時00分）	午後 7時30分	午後 8時00分 （年間55日は午後 9時30分）

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前10時30分から午後 8時00分まで	午前10時30分（年間 125日は午前 9時30分）から午後 8時30分（年間55日は午後10時00分）まで

- (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前	変更後
午前 8時00分から午前10時30分まで	午前 8時00分から午前10時30分（年間 125日は午前 9時30分）まで

- 3 変更の日
平成16年12月 1日
- 4 変更しようとする理由
消費者の利便性の向上を図るため
- 5 届出の日
平成16年11月12日
- 6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
中区役所情報・相談コーナー及び東区役所情報・相談コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成16年12月 1日から平成17年 4月 1日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日、12月29日から同月31日まで及び 1月 3日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成17年 4月 1日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課